

農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定について（中橋商事株式会社）

農林水産省は、中橋商事株式会社（法人番号：4220001015822）から提出された「事業再編計画」について本日付けで認定を行いました。

1. 事業再編計画の概要

中橋商事株式会社は、これまで培ってきた精米技術をさらに高度化し、米穀卸売業だけでなく、新たに小売業を一体的に実施することにより、流通の合理化、販売数量の拡大のための事業再編を行います。

このため、老朽化により、とう精効率が低下している精米工場の一部を廃棄し、新たな精米設備を導入し、精米処理能力、精米品質を向上させるとともに、配送センター及び直売所を新設し、流通構造の簡素化を目指します。

2. 事業再編計画の認定

中橋商事株式会社から提出された「事業再編計画」について、農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）第18条第6項に基づき審査した結果、同法第2条第5項に規定する事業再編を行うものとして、同法で定める要件を満たすと認められるため、本日付けで「事業再編計画」の認定を行いました。今回の認定により、株式会社日本政策金融公庫による新たな設備導入等に対する低利融資及び設備投資に対する減価償却の特例を受けることが可能になります。

（参考）農業競争力強化支援法の概要

本法律は、農業資材事業や農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、農業や農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的としています。

3. 事業再編計画の実施期間

開始時期：平成30年2月～終了時期：平成34年3月

4. 申請者の概要

名称：中橋商事株式会社

資本金：1,200万円

代表者：代表取締役 中橋忠博

本社所在地：石川県羽咋郡宝達志水町柳瀬39-1

< 添付資料 >

[中橋商事株式会社の事業再編計画の概要\(PDF：74KB\)](#)

[認定事業再編計画の内容の公表\(PDF：151KB\)](#)

【お問合せ先】

政策統括官付穀物課米麦流通加工対策室

担当者：田口、吉田

代表：03-3502-8111（内線4779）

ダイヤルイン：03-6744-1392

FAX：03-6744-2523

中橋商事株式会社の事業再編計画の概要

中橋商事株式会社は、これまで培ってきた精米技術を更に高度化し、**米穀卸売業だけでなく、新たに小売業を一体的に実施することにより、流通の合理化、販売数量の拡大のための事業再編を行います。**

【事業再編の概要】

中橋商事(株)

- ・精米設備の一部廃棄
- ・新たな設備導入
- ・配送センター、倉庫の新設
- ・直売所の建設、展開

【事業構造の変更】

- ・設備の相当程度の廃棄

【事業方式の変更】

- ・精米品質の向上
- ・精米製造・出荷体制の効率化
- ・流通構造の簡素化

【支援措置】

- ・金融支援（日本政策金融公庫による低利融資）
- ・税制特例（設備投資に係る割増償却）

事業再編計画の主な内容

【農産物流通等の合理化】

老朽化により、とう精効率が低下している精米工場の一部を廃棄し、新たな精米設備を導入し、精米処理能力、精米品質を向上させるとともに、配送センター及び直売所を新設することで、**原料の国産米調達量を1.5倍に増加させ、生産者との長期契約件数を拡大することにより、生産者の経営安定・発展に寄与**

【生産性の向上】**精米工場の稼働率を75%から92%に引き上げ**

【計画の実施時期】平成30年2月～平成34年3月

【労務に関する事項】従業員の解雇はない

様式第四（第6条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
平成 30 年 2 月 9 日

2. 認定事業再編事業者名
中橋商事株式会社

3. 認定事業再編計画の目標

(1) 事業再編に係る事業の目標

これまで培ってきた精米技術をさらに高度化し、米穀卸売業だけでなく、新たに小売業を一体的に実施することにより、流通の合理化、販売数量の拡大のための事業再編を行う。

このため、老朽化により、とう精効率が低下している精米工場の一部を廃棄し、新たな精米設備を導入し、精米処理能力、精米品質を向上させるとともに、配送センター及び直売所を新設し、流通構造の簡素化を目指す。

(2) 農産物流通等の合理化に関する数値目標並びに生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

① 農産物流通等の合理化に関する数値目標

精米工場の一部を廃棄し、最新の色彩選別機の導入、パッカー作業のロボット化、配送センターの新築及び倉庫改築により、精米処理能力の向上、精米製造・出荷体制の効率化を図るとともに、工場敷地内に直売所を建設し、消費者への販売を拡大することにより、平成 28 年度から平成 33 年度に精米製造量を 1.5 倍に増加させ、原料として国産米調達量を 1.5 倍に増加させるとともに、生産者との長期契約件数を拡大する。これにより、生産者の販売機会の拡大を通じて、生産者の経営安定・発展に寄与する。

② 生産性の向上を示す数値目標

精米工場の稼働率を、75%（平成 28 年度）から 92%（平成 33 年度）に引き上げる。

③ 財務内容の健全性の向上を示す数値目標

平成 33 年度において有利子負債はキャッシュフローの 10 倍以内、経常収支比率は 100%を超える。

4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

① 計画の対象となる事業

米穀卸売事業

② 実施する事業の構造の変更と方式の変更の内容

（事業の構造の変更）

本社精米工場の精米設備の一部廃棄

（事業方式の変更）

廃棄する設備に代えて、本社精米工場に新たにパッカー作業のロボット化、最新の色彩選別機など新技術を導入することにより、精米施設の稼働率を向上させることに加え、精米の安全性確保の更なる徹底を図るため、精米 HACCP の取組を強化することにより、安心・安全な製品製造、精米品質の向上を目指す。

また、本社精米工場に配送センターを新設、加能倉庫及び宿工場の倉庫を改築することにより、出荷体制の効率化を進めることを通じて、販売数量の増加による収益の向上を図る。

更に、産地に根ざした米穀卸売事業者として、宿工場の敷地内に直売所を建設することにより、精米の流通構造の簡素化を図る。

(2) 事業再編を行う場所の住所

中橋商事株式会社	本社精米工場	石川県羽咋郡宝達志水町柳瀬ヨ 9-1
	加能倉庫	石川県羽咋郡宝達志水町柳瀬ヨ 30-1

(3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項
該当なし。

(4) 事業再編を実施するための措置の内容
別表のとおり。

5. 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：平成 30 年 2 月

終了時期：平成 34 年 3 月

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

事業再編に伴い出向又は解雇される従業員はいない。

7. 事業再編に係る競争に関する事項

該当なし。

別表 事業再編の措置の内容

措置事項		実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
規則第1条第1項の要件			
	十一 保有する設備の相当程度の廃棄	廃棄する設備とその内容： 本社精米工場（石川県羽咋郡宝達志水町柳瀬ヨ9－1）の設備の一部 帳簿価額：250万円 廃棄期日：平成30年2月10日 平成30年2月25日 廃棄比率：5.5%	—
法第2条第5項第2号の要件			
	農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等その他の経営資源の高度な利用による農産物の生産又は販売の効率化	廃棄する設備に代えて、本社精米工場に新たにパッカー作業のロボット化、最新の色彩選別機など新技術を導入することにより、精米施設の稼働率を向上させることに加え、精米の安全性確保の更なる徹底を図るため、精米HACCPの取組を強化することにより、安心・安全な製品製造、精米品質の向上を目指す。また、本社精米工場に配送センターを新設、加能倉庫及び宿工場の倉庫を改築することにより、出荷体制の効率化を進めることを通じて、販売数量の増加による収益の向上を図る。更に、産地に根ざした米穀卸売事業者として、宿工場の敷地内に直売所を建設することにより、精米の流通構造の簡素化を図る。	法第25条第1項（株式会社日本政策金融公庫による資金の貸付け） 租税特別措置法第47条第1項（事業再編促進機械等の割増償却）